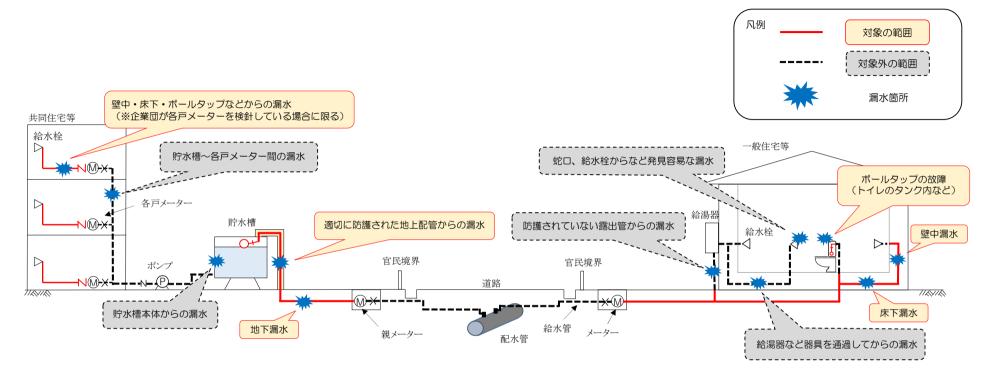
## 水道料金減額の対象となる漏水修繕の範囲等について(令和6年4月1日~)



減額の対象は、上記図のとおりです。

## (減額の内容)

- ・減額後の料金は、計量した使用水量から漏水量の50%を減じた水量により算定します。
- ※当該水量が認定使用水量の3倍を超える場合は、3倍の水量を上限とします。
- ・減額を行う場合は、1回の計量期間のみを対象とします。

## (留意事項)

- ・ 漏水の修繕は、指定給水装置工事事業者が施行する必要があります。 ただし、軽微な修繕(トイレのボールタップ等給水装置の末端に設置 される給水用具の部品の取替(配管を伴わないものに限る))の場合は、この限りではありません。
- ・減額の申請には、修繕証明書と漏水修繕前後の写真が必要です。
- ・対象となる計量期間から1年を経過するまでの間は、同一使用者の同一給水装置では減額の措置はできません。

※詳細については、最寄りの水道センターにお問い合わせください。